

三重県市町村職員共済組合

m i e

共 済 N E W S

3

2024年
3月
No.658

C O N T E N T S

令和6年度 医療給付等に係る掛金率のお知らせ	P.2
共済貯金の資産運用状況／ 定年延長により引き続き勤務される皆さんへ／ お知らせ(物資あっせん業者の契約解除)	P.3
共済組合のホームページが新しくなります!	P.4
令和6年度 講座・セミナー等のお知らせ	P.5
三重県市町村職員年金者連盟加入のご案内	P.7
旧サンペルラ志摩の宿泊施設利用助成	P.8

御城番屋敷と松坂城跡の桜 (松阪市)

御城番屋敷は、江戸時代末期に紀州藩士が松坂城を警護するため移り住んだ武家屋敷です。石畳の両側には生け垣が並び、松坂城跡の石垣や桜との調和が美しく、歴史情緒を感じられます。

令和6年度の医療給付等に係る 掛金率をお知らせします

短期経理は、皆さんの医療費の支払いや出産、死亡、災害、休業等の各種給付のほか、高齢者医療制度への拠出金や介護納付金等を支払う経理です。

短期経理の財源は、組合員の皆さんから納めていただく掛金と、所属所(地方公共団体等)からの負担金が主となっています。

令和6年度の短期給付と介護保険の財源率(掛金と負担金を合わせた率)が、2月20日に開催された第170回組合会で審議され、議決されましたのでお知らせします。

短期掛金率は据え置き、介護掛金率は引き下げます

短期掛金率 千分の49.50

介護掛金率 千分の8.27

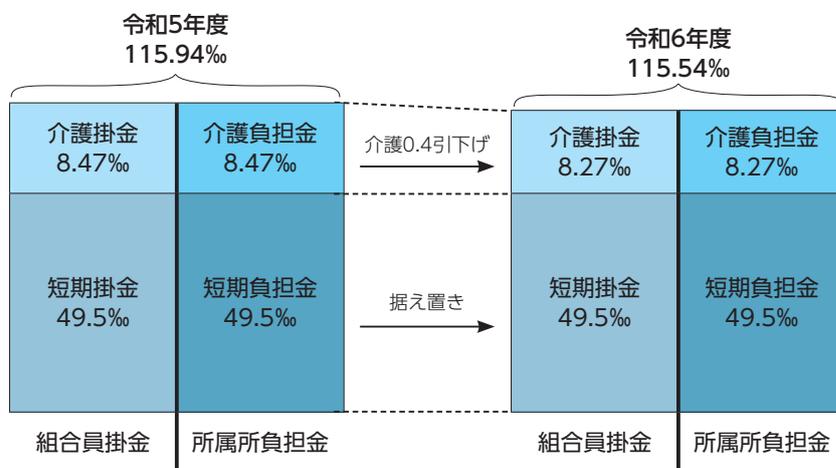
今年度の短期経理財政については、医療費の増加と高齢者医療制度への拠出金の増加により約8億3千万円の当期損失金が見込まれます。

2月号広報に掲載した「医療費対策委員会の協議結果」では、令和6年度に短期財源率を引き上げることが必要であるとお知らせしましたが、高齢者医療制度への拠出金が今年度よりも約12億8千万円減少する見込みとなったことから、財源率を据え置くこととされました。

なお、高齢者医療制度への拠出金は一時的に減少することはあっても、高齢化が進行の間は増加傾向が続くものと思われることから、その動向に注視する必要があります。

また、介護保険の財源率については、令和6年度も介護納付金の増加が見込まれますが、今年度末に利益金が見込まれることや、定年延長による組合員数の増加に伴い、掛金負担金収入の増加が見込まれるため、0.4ポイント引き下げて千分の16.54とされました。

【図】短期経理の掛金・負担金の割合のイメージ



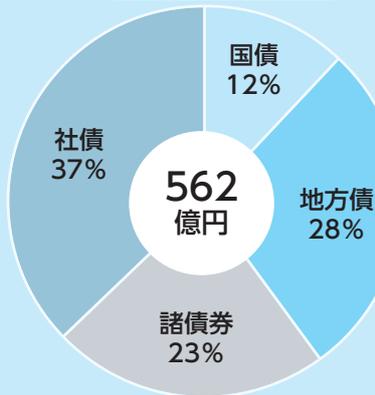
※介護掛金・負担金は、40歳から64歳までの組合員が対象です。
※掛金等の割合は、1,000分の1を単位とする% (パーミル) を使用しています。

【お問い合わせ】 保険課医療係 ☎ 059-253-2704



共済貯金の資産運用状況

債券保有割合



貯金経理資産内訳 (令和5年12月末)

区分	金額	割合
普通預金	1億8,215万円	0.3%
定期預金	42億円	6.9%
債券	562億2,952万円	92.7%
他経理への貸付金	2,500万円	0.1%
合計	606億3,667万円	100.0%

- ※ 社債は、高格付(A格以上)のものを購入しています。
- ※ 諸債券とは、政府保証債や公的な機関が発行する信用度の高い債券です。
- ※ 株式や海外の債券は、一切保有していません。

▶ 共済貯金のリスクについてご理解ください

● 共済貯金とペイオフ

- ・ ペイオフ(預金保険制度)とは、金融機関が経営破綻したとき、一金融機関ごとに預金者一人当たり元本1,000万円までと破綻日までの利息を保護する制度で、普通預金や定期預金等が対象となります。
- ・ 当組合は、皆さんの貯金を共済組合名義で運用しているため、金融機関にとっては当組合が一預金者となることから、共済貯金を利用する皆さん一人一人に対してペイオフが適用されるわけではありません。

● 債券投資のリスクについて

- ・ 投資先の債券は、発行体の信用格付が高いものに限定するなどリスク回避に努め、安全性を重視した運用を行っていますが、発行体が破綻した場合、その債券の元本回収が困難になります。

【お問い合わせ】 経理課経理係 ☎ 059-245-2217

定年延長により引き続き勤務される皆さんへ

令和5年4月からの定年延長に伴い、60歳に達した日以降に給料月額が7割水準となった場合の取扱いについては、次のとおりです。

● 標準報酬月額について

給料月額が7割水準となった月に、標準報酬月額が改定されます。併せて、掛金や各種給付の金額も変更となります。

【お問い合わせ】 保険課資格調定係 ☎ 059-253-2703

● 貸付・物資事業の償還について

貸付・物資事業を利用されている方で、給料月額が7割水準となった後も償還が続く場合、それまでと同じ償還額が毎月給与から控除されますので、ご注意ください。

【お問い合わせ】 経理課貸付貯金係 ☎ 059-253-2705



お知らせ

物資あっせん業者の契約解除について

(株)Honda Cars三重東及びオートライフダッシュ(株)との契約を、令和6年3月31日をもって解除します。

【お問い合わせ】 経理課貸付貯金係 ☎ 059-253-2705

令和6年4月1日から

共済組合のホームページが 新しくなります！

共済組合のホームページを組合員の皆さんにとって、より使いやすく、わかりやすい情報を提供できるようにリニューアルを行います。

スマートフォンに
対応しています！



共済組合の各種手続きを見やすいデザインにし、各項目にカラーイラストを使用することで、親しみやすく分かりやすくなります。また、ライフステージ別に検索項目を加えるなど、目的の情報が見つけやすくなります。



スマートフォンでも、見やすく使いやすいレイアウトに変更します。

※画像は開発中のものです。

令和6年4月1日からの
新URL

<https://www.m-kyosai.jp/>

【お問い合わせ】 総務課管理係 ☎ 059-253-2702

令和6年度

講座・セミナー等のお知らせ

皆さんの健康維持・増進を目的とした健康講座や、退職後のライフプラン設計に役立つセミナーなどを開催します。

各事業の参加者募集案内は、広報紙やホームページで随時お知らせします。

たくさんのご応募を、お待ちしております。



事業名	内容	対象者	実施時期(予定)
健康ウォーキング	日帰りバスによるウォーキングを3回実施します。	組合員とその配偶者と子 注：ウォーキングコースによって対象者が変更になる場合があります。	9月～11月頃実施予定
退職者セミナー (1日型・後日録画) 配信あり	退職後の医療保険や年金の説明と個別相談を行います。 場所：津市河芸公民館	令和6年度中に退職する予定の組合員とその配偶者	① 10月19日(土) ② 10月27日(日)
退職準備セミナー (1泊型から1日型に変更)となります。	退職後のライフプランや健康管理に関する講演、年金の説明を行います。 場所：県内2か所(開催地未定)	令和6年度中に退職する予定のない50歳から59歳までの組合員とその配偶者	10月実施予定
ファミリー歯科健診 (他の健康保険組合と) 共同開催	歯科医師による口腔内検査等を行います。 場所：県内各地で開催	組合員と被扶養者	8月～9月実施予定
歯科医院での歯科健診	三重県歯科医師会に所属する歯科医院で受診することができます。 (1年度に1回を限度)	組合員と被扶養者	4月～翌年1月末までの期間
健康ウォーキング助成	当組合以外が主催するウォーキング大会等に参加し、完歩した場合、最初の完歩日から1年以内に5回参加した方に、「健康グッズ」を差し上げます。 (1年度に2回を限度)	組合員	通年
健康セミナー	RIZAP(株)によるオンラインセミナーを2回実施します。	組合員	8月・1月実施予定

注：ウォーキング等については、概ね5km以上で、経路の指定がされているものとします。詳細は、ホームページでご確認ください。

※ 任意継続組合員の方も、ご参加いただけます。

※ 配偶者や家族の方は、組合員との同伴が参加条件となる事業があります。

【お問い合わせ】 保険課健康係 ☎ 059-253-2704

知って得する

健康管理の 豆知識

チャレンジしよう！ 禁煙

監修=久保明 (医療法人財団百葉の会銀座医院 院長補佐 / 東海大学医学部客員教授 / 医学博士)

日本では、分煙やたばこ税の増税など、さまざまな禁煙対策がとられてきたこともあり、喫煙者の割合は、ここ10年減少傾向にあります。今話題のSDGsの中でも、実施すべき具体的指標として提示されているたばこ対策。これから先も、継続して取り組む必要があるテーマです。

百害あって一利なし、健康を脅かす喫煙

喫煙は、肺がんをはじめとしたさまざまながんのほか、脳卒中や心臓病などのリスクを高めることが知られています。喫煙者の死亡率は非喫煙者より高く、国内で喫煙に関連する疾患で亡くなる人は毎年10万人を超えています。

また、たばこの煙は吸っている本人だけでなく、周囲の人々の健康にも悪影響を与えます。「体に悪いと知っているけど、やめられない」と思っているあなた。自分はもちろん、周囲の人の健康のためにも禁煙にチャレンジしてみませんか。

やり方
いろいろ！

禁煙アイデア

禁煙は、必ずしも1回の挑戦で成功するとは限りません。失敗しても大丈夫。禁煙に一步踏み出しましょう！

自分で

- ▶ 禁煙宣言をする。
- ▶ 食後は、すぐに歯磨きをする。
- ▶ 口寂しいときは、お茶や水を飲んだり、シュガーレスのガムをかんだりする。
- ▶ ストレッチなどで体を動かす。
など



家族と

- ▶ 灰皿やライターなどの喫煙具を処分する。
- ▶ 禁煙に役立つ小物(ガムや昆布など)を買ってくる。
- ▶ 食事は、歯応えのあるものを意識する。
- ▶ 本人がイライラしていても大目に見る。
など



専門家と

- ▶ 禁煙外来を受診する。
2006年から禁煙治療に健康保険が適用*されるようになりました。1人では難しくても、受診することで専門家のアドバイスのもと、自分に合ったプログラムで禁煙に取り組むことができます。
*禁煙治療を保険で受けるには、いくつかの条件を満たす必要があります。



加熱式たばこなら吸ってもOK？

- 近年急速な普及が見られる加熱式たばこ。喫煙者や周囲への健康影響が、紙たばこより少ないという期待から、使用する人が多くなります。しかし、加熱式たばこにもニコチンなどの有害物質が含まれることが分かっており、健康への悪影響は否定できません。紙たばこから加熱式たばこに切り替えても、体に害があることに変わりなし。自分と周囲への健康被害を防ぐには、100%の禁煙が唯一の方法です。



三重県市町村職員年金者連盟加入のご案内

三重県市町村職員年金者連盟は、市役所等を退職された年金受給者や年金待機者の方々の生活の安定と福祉の向上並びに会員相互の親睦を図るため、約5,000の方が県下19支部に分かれて活動をしています。

今後の社会保障制度等の改正は、年金受給者にとって厳しい状況にあるため、処遇改善を訴えて実現するには一人でも多くの力が必要となります。

本年度末に退職される方には、所属所共済組合事務担当者から年金者連盟加入の案内があると思いますので、ぜひ加入していただきますようご案内申し上げます。

● 加入資格

- ◆ 退職され、年金受給権が発生していない方(年金待機者)
※定年前再任用短時間勤務職員や暫定再任用職員などの短期組合員や60歳未満の方も、加入できます。
- ◆ 既に年金を受給されている方(年金受給者)

● 年会費

- ◆ 年金待機者 …… 一律1,000円
- ◆ 年金受給者 …… 老齢厚生年金の場合は、共済組合員期間に係る支給年金額(年額) × 2 / 1000 + 均等割200円



事業内容

種類	内容
陳情活動	県内選出の国会議員に年金制度や年金税制の改善を求め、陳情を行います。
支部活動への支援	会費の37%を交付します。各支部はこれらを活用し、レクリエーションや旅行などの様々な活動を行っています。
広報紙の発行	活動状況や年金情報等を掲載し、年2回発行します。
長寿のお祝い	70歳、80歳、90歳、100歳を迎えられたときに、記念品を贈呈しています。
人間ドック利用助成	人間ドック、脳ドックを受けたときに、年1回5,000円を上限に助成します。
宿泊施設利用助成 (回数制限なし)	リゾートクラブ 里創人倶楽部 伊勢志摩(旧サンペルラ志摩) …… 1泊につき会員3,000円 会員に同伴の家族1名のみ1,500円 他県共済組合保養所等 …… 1泊につき会員2,000円
会員親睦事業	ゴルフ大会、グラウンドゴルフ大会
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害保険、疾病保険、ガン保険に団体割引が適用され、一般に比べて割安な保険料でご加入いただけます。 ・ 家庭用常備菜、健康食品等のあっせん ・ 災害見舞金、全国儀式サービス、介護・健康相談サービス等

【 加入のお申し込み・お問い合わせ先 】 三重県市町村職員年金者連盟 ☎ 059-253-0009

「^{リゾートクラブ}里創人倶楽部 伊勢志摩」(旧サンペルラ志摩)の 宿泊施設利用助成について

令和6年4月1日に直営施設「サンペルラ志摩」を売却しますが、売却後も現在の運営会社が名称を「^{リゾートクラブ}里創人倶楽部 伊勢志摩」に変更して引き続き営業を行います。これに伴い、改めて当組合と宿泊施設利用助成の契約を結びます。なお、助成額と助成方法が、下記のとおり変わります。

助成を受ける場合は、チェックインの際に、専用の助成券をフロントに提出する必要がありますのでご注意ください。

助成額

助成額が変わります！

- 1泊2食での利用の場合 …………… **4,000円**
- それ以外(素泊まり等)の場合 …… **2,000円**

※サンペルラ志摩で開催していた健康増進関連のイベントに対する補助は、廃止となります。

対象者



- 組合員とその被扶養者
- ※組合員の被扶養者でない配偶者とその被扶養者を対象とした家族助成は、廃止となります。

助成方法

助成券が必要です！

助成券の発行手続きは
お早めに！！



利用前に、所属所の共済組合事務担当課で「^{リゾートクラブ}里創人倶楽部 伊勢志摩専用 宿泊施設利用助成券兼申請書」の発行を受けてください。チェックインの際に、フロントに助成券を提出することにより、利用料金から助成額が控除されます。

宿泊当日に助成券を持参しなかった場合や組合員等の資格を喪失している場合は、助成することができません。

また、出張等の公務で宿泊する場合も、助成することができません。

※助成券と併せて、利用者全員の本人確認ができるものをフロントに提示してください。
※任意継続組合員の方は、当組合で発行手続きを行いますので、保険課健康係にお問い合わせください。

**令和6年4月1日にサンペルラ志摩を売却します。
売却後は、施設名が「^{リゾートクラブ}里創人倶楽部 伊勢志摩」に変わります。**



【お問い合わせ】 保険課健康係 ☎ 059-253-2704